

別記様式 1

# 特定間伐等促進計画

北海道上川郡東神楽町

令和 3 年 6 月

### 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で158ha（年平均15.8ha）の間伐を行うことを、目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

### 2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い本町の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図①のとおりとする。

### 3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐・造林に関する事項	別紙のとおり
(2) その他間伐及び造林に関する事項	計画なし
(3) 作業路網に関する事項	計画なし
(4) その他施設に関する事項	計画なし

#### (5) 事業実施箇所

- i) 間伐箇所 別図②のとおり
- ii) 植栽箇所 別図③のとおり

#### 4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本町では5ha以下の小規模な森林所有者が約8割以上を占めており、計画的かつ効率的な森林施業を進める障害となっている。

このため、団地的に介在する小規模森林所有者については、森林経営の受託を促進し、間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的かつ効率的に施業を実施することで集約化を図る。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林GIS システムを積極的に活用し、情報の収集及び解析を進めることにより、効率的な森林情報の管理に努める。また、森林所有者等との合意形成については、上記の森林情報などのデータを基に森林組合等と協働し、具体的な森林整備に関するプランを作成し、意見の集約に努める。

#### 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

東神楽町森林整備計画における路網整備等推進区域を基本として、林地の傾斜や搬出方法に応じた路網密度を考慮し、整備の際は森林管理道、林業専用道、森林作業道を状況に応じて組み合わせ低コストで、最善の効果を上げられるように努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

当町には主な林業事業者が森林組合のみのため、高性能機械等を利用している近隣市町村の林業事業者に委託し、また集約化を推進し低コストで高効率な作業システムの推進を図る。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

造林、保育コストの低減のため、コンテナ苗の低密度植栽の推進を図る。また、伐木作業と造林作業の連続した一貫作業システムの推進を図る。

## 6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

搬出された間伐材が適切に利用できるよう、事業主体においては近隣市町の工場等と木材の受給調整を行い、間伐材の利用の推進に努める。また、木質バイオマス等の推進など幅広い取り組みを通じて、間伐材の利用の推進を図る。

## 7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

効率的で安定した林業経営が可能な林業事業体を育成するため、年間通じた事業量の確保を図ることが必要であるとともに、事業体の合併や協議化、生産性の向上による林業事業体の体質強化を図る。